

2026

5.20

Wed

I

5.22

Fri

第68回

全国私立保育研究大会

北九州大会

J:COM北九州芸術劇場

開催要綱

RESTART

ほいくで未来はかわるっちゃ!
きっと見つける 私たちにできること

主催 (公社)全国私立保育連盟 ・ (公社)北九州市私立保育連盟



目次

大会テーマ・趣旨文	2・3
大会日程	4
オープニングアトラクション	5
シンポジウム	6・7
分科会テーマと概要	8
分科会内容	9～21
記念講演	22
参加費・お弁当	23
各会場施設マップ	24
各地から北九州市までの交通アクセス	25・26
交流会・アトラクションのご案内	27・28
夕食プラン（はなれや）のご案内	29
宿泊のご案内・ホテル地図	30
宿泊施設一覧	31
国内旅行傷害保険	32
参加申し込み方法等	33
変更・取消について	34
その他のご案内	34
大会当日資料の配布方法について	35
ご旅行条件書	36～38
大会名・主催・後援・協賛	39
個人情報の取扱い	40
問い合わせ先	40



大会テーマ・趣旨文

Restart ほいくで未来はかわるっちゃ！

～きっと見つける 私たちにできること～

Kitakyushu Action!

今、世界は、大きなうねりの中にあるように感じます。

戦後の安定していた「融和と協調」の時代から、「分断と対立」の時代へ移ろい行くような不安があります。

また、デジタル技術の発達は我々の想像をはるかに超え、生成AI技術の実用化などを見ると、一昔前に見た色々なSF映画がそう遠くない未来に現実社会となるような感覚に溺れます。

「ほいく」を取り巻く環境も、我が国の超少子高齢化社会の進行と人口減少期の到来で、これまでの常識や経験・ノウハウでは対応できない異次元の時代に入っています。

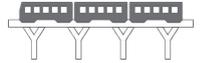
しかし、これからの未来を創っていくのは、やはり我々生身の人間です。これはどんな時代になっても変わらない真実です。だからこそ明るい未来を築ける人材の大切な根幹を育成する責任が「ほいく」には厳然と存在しています。

北九州市は、明治の時代から、官営八幡製鉄所の建設以来、大陸航路と九州鉄道の起点である門司港や筑豊石炭の積出港である若松港の整備、そしてこれらのインフラを基礎に、かつては日本の四大工業地帯として、長らく国の発展に大きく寄与してきた都市です。

しかし、一方で重篤な公害や鉄冷えによる都市全体の人口減少・活力低下なども経験しました。その都度、市民と企業、行政が一丸となってその難局に立ち向かい、船のスクリューが溶けるといわれた洞海湾は車エビが取れる海に、7色の煙が立つと言われた鉄の街は環境と子育てしやすい街として評価されるまでになりました。

北九州大会では、「こどもまんなか」は当然のこととして、今クローズアップされている「共主体」という考えのもと「保育者」にスポットをあて、「輝く未来のために私たち保育者に何ができるのか」を大きなテーマのひとつとしています。常にピンチをチャンスに再起動してきた「Restartの都市＝北九州」で、それを一緒に見つけましょう。

響灘、周防灘、そして関門海峡という3つの海に囲まれ、背後にはカルスト台地で有名な「平尾台」や高級食材「合馬の筍」を育む自然豊かな山々を頂く北九州市の海の幸、山の幸が皆様をお待ちしています。



一歩ずつ、みんなで。

ひとりひとりの、一歩。

大きさやかたちがちがっても、

自分なりの一歩が、未来を動かすチカラになる。

北九州市はその一歩を、応援して、大切にしていきます。

つながりと技術と情熱で、

未来に誇れる、グローバル挑戦都市へ。

さあ、ふみだすチカラを、未来のチカラに。

Kitakyushu **Action!**

動かせ、未来。北九州市

【ブランドコンセプト】

行動が、未来を動かす。

北九州市はAction!を合言葉に、未来の社会のために行動します。

ロゴの色は、パワフルで情熱的な赤を使用。

市民の皆さんと一緒に、一歩ずつ未来を動かす意志をデザインしています。

つながりと情熱と技術で進みつづけるグローバル挑戦都市・北九州市を

市民の皆さんと一緒に目指します。



大会日程

	1日目 5/20(水) J:COM 北九州芸術劇場	2日目 5/21(木) 各分科会場	3日目 5/22(金) J:COM 北九州芸術劇場
8:00			
9:00		9:30 開場・受付	9:00 開場 9:30 記念講演
10:00		10:00 分科会（午前）	10:50 記念講演終了
11:00	11:30 開場・受付		11:00 閉会式 11:30 閉会式終了
12:00	12:30 オープニング（15分） 12:45 休憩・開会式準備	12:00 昼食休憩	
13:00	13:00 開会式・表彰式	13:00 分科会（午後）	
14:00	14:00 行政説明（60分）		
15:00	15:00 基調報告（40分） 15:40 ゼンボ事業紹介（10分）	16:00 分科会終了	
16:00	16:00 シンポジウム（90分）		
17:00	17:30 終了 表彰者記念撮影 17:50 分科会事前打合せ会		
18:00	18:30 顧問参与会議	18:00 交流会開場・受付 18:30 交流会	
19:00		・新しい時代は こどもからPR ・青年会議PR ・次期開催地等PR	
20:00		21:00 交流会終了	

※二日目昼食休憩は、分科会により時間が異なる場合があります。



オープニングアトラクション

小倉祇園太鼓

小倉祇園太鼓は、400年を超える伝統をもつ夏祭りです。7月1日の「打ち初め式^{*}」以降、本祭り^{**}まで街の至る所で太鼓の音が響き渡ります。

本祭り金曜日は「宵祇園」として、各団体の所属地域で町内廻りや太鼓披露の場が設けられ、祭り本番が告げられます。

本祭り土曜日の「宵祇園」、日曜日の「大賑わい」には小倉城周辺に80を超える団体が集い、自慢の太鼓芸を披露する競演会や太鼓総見が開催されます。

祭りのフィナーレには、各所で太鼓広場が行われ、たくさんの太鼓山車や参加者が集います。

小倉祇園太鼓の打法は全国でも珍しい「両面かつ歩行打ち」で、リズムも独特の「3拍子」が特徴で、太鼓芸能としては唯一、国の重要無形民俗文化財に指定されています。

勇壮な太鼓のリズムや華麗なバチ捌きをご堪能ください。

小倉祇園太鼓保存振興会

※7/1 うちぞめしき（と、読む）太鼓台開きとし、太鼓練習の解禁となる

※本祭り（毎年第三土曜日を挟む3日間、2025年度は7月18～20日）





シンポジウム

大会1日目

会場：J:COM北九州芸術劇場

ともに高め合うウェルビーイング ～子ども・保護者・保育者で育む園の姿～

講師

玉川大学 教授 大豆生田 啓友氏
元こども家庭庁設立準備室 内閣審議官 長田 浩志氏
国立成育医療研究センター こころの診療部小児科医 山口 有紗氏

【司会】北九州市保育士会 会長 北野 久美

子どもが安心して自分らしく成長するためには、日々そばにいる保育者が心身ともに充実し、やりがいをもって関わるのが欠かせません。

保育者のウェルビーイングが整うことで、子どもへのまなざしや保護者との関わりもより豊かになります。

今大会テーマ「Restartほいくで未来はかわるっちゃ！～きっと見つける 私たちにできること～」のもと、特に保育者が安心して自分らしさを発揮し、成長し続ける姿に焦点をあてます。

保育者の「やってみたい」が子どもの挑戦とつながるとき、園には共に育ち合うあたたかい雰囲気が生まれ、保護者とも喜びを分かち合う循環が広がります。

ウェルビーイングの視点から保育者の専門性や働きやすさを支えていくことは、日々の保育を豊かにし、子どもの育ちにもつながります。

本講演では、保育者の成長を尊重しながら「ともに育ち合う保育」の未来を共に考えていきます。



おおまめ う だ ひろとも
大豆生田 啓友

所属：玉川大学教育学部・教授

経歴：青山学院大学大学院文学研究科教育学専攻修了後、
青山学院幼稚園教諭等を経て、現職

社会的活動：日本保育学会副会長、こども環境学会副会長

こども家庭庁「こども家庭審議会」委員および「幼児期までのこどもの育ち部会」委員（部会長）、文部科学省「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会」委員（～2024年度）、栃木県幼児教育センター顧問、よこはま☆保育・教育宣言運用協議会委員、NHK・Eテレ「すくすく子育て」出演、テレビ静岡「テレビ寺子屋」出演、等

著書（近年に限る）

- ・『愛子先生と大豆生田先生の 保育はやっぱりおもしろい!!』（小学館、2025年）
- ・『子ども主体の保育をつくる56の言葉』（学研、2025年）
- ・『大豆生田啓友対談集 保育から世界が変わる』（北大路書房、2025）



- ・『豊かな直接体験をベースに ICTで広がる保育』（チャイルド本社、2025）
- ・『リーダーのためのリスペクト型マネジメント③機能化と地域共生の園づくり』（フレーベル館、2024）
- ・『保育の「ヘンな文化」そのままがいいんですか!?!』（小学館、2024）
- ・『SDGs時代の保育実践アイデア帳』（フレーベル館、2023）
- ・『子どもが中心の「共主体」の保育へ』（小学館、2023）
- ・『あそびが学びとなる子ども主体の保育実践 子どもと社会』（学研、2023）
- ・『0～5歳児 子どもの姿からつくる・これからの指導計画』（チャイルド本社、2023）
- ・『保育ドキュメンテーションの作り方』（西東社、2023）

ほか多数



ちよう だ ひろ し
長 田 浩 志

元こども家庭庁設立準備室 内閣審議官
東京大学法学部卒。

1990年厚生省入省後、厚生省大臣官房政策課課長補佐、滋賀県健康福祉部児童家庭課長（出向）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課課長補佐、内閣府子ども・子育て支援新制度担当参事官（出向）、厚生労働省生活衛生・食品安全部生活衛生課長、厚生労働省子ども家庭局総務課長、日本年金機構理事（出向）などを歴任。

2021年7月から内閣官房内閣審議官として、こども家庭庁の設立準備を担当し、はじめの100か月の育ちビジョン策定の初期段階にも関わる。

現在は日本政策金融公庫常務取締役（出向）。

二児（高3男子、中2女子）の父、また里親として男児（小3）を養育中。



やま ぐち あり さ
山 口 有 紗

小児科専門医・子どものこころ専門医、公衆衛生学修士。高校中退後、イギリスでの単身生活や国際関係学部での学びを経て医師となる。現在は子どもの虐待防止センターに所属し、地域の児童相談所などで相談業務に従事。国立成育医療研究センター共同研究員、こども家庭庁アドバイザー。近著は「子どものウェルビーイングとひびきあう——権利、声、「象徴」としての子ども」（明石書店）、「きょうの診察室：子どもたちが教えてくれたこと」（南山堂）。



分科会テーマと概要

大会2日目

第Ⅰ群	第1分科会	乳児保育 ～適切な愛着形成～	9
	第2分科会	幼児教育 ～自己肯定感からのつながり～	9
	第3分科会	障害児保育 ～一人一人の特性～	10
	第4分科会	食育 ～特性や専門性を生かす～	10
	第5分科会	保育の質の向上 ～質の向上に関わるもの～	11
	第6分科会	共主体 ～子どもと保育者～	11
	第7分科会	実習 ～実習の役割～	12
	第8分科会	職員の資質向上 ～専門性と学び合い～	12
第Ⅱ群	第9分科会	はじめの100か月の育ちビジョンから広がる未来 ～子どもと保育者の『安心と挑戦の循環』～	13
	第10分科会	すべての子どもに求められる制度の充実に向けて ～人口減少社会における保育の未来を考える～	13
	第11分科会	語り合い・聴き合いで安心できる関係づくり ～保育の質を高めるファシリテーション～	14
	第12分科会	「日本版DBSの導入に向けた実務対応」～私たちはどうするか?～	14
	第13分科会	園の魅力、大発見! ～職員も保護者もファンになる園づくり～	15
	第14分科会	『HOIKUを探して』スロー・ペダゴジー:ともにある豊かな時間	15
	第15分科会	ディズニーに学ぶ ～これからの時代に求められる人材育成～	15
第Ⅲ群	第16分科会	インクルーシブ保育構築 ～園の中に共生するベースを育てる～	16
	第17分科会	保育環境 ～限られた人・物・場を活かす～	16
	第18分科会	玩具と遊び ～何が育つ、遊びや玩具を立体的に考える～	17
	第19分科会	働き方改革 ～ワークライフバランス～	17
第Ⅳ群	第20分科会	歴史とグルメの冒険、関門海峡を巡る	18
	第21分科会	食と太宰府の歴史を五感で巡る	19
	第22分科会	北九州市が持つ「豊かな自然」「最先端の産業」「歴史的建造物」魅力発見	20
	第23分科会	小倉発! 絶景と美食・福岡名産「明太子」作り体験	21



分科会

第Ⅰ群

全8分科会において全国の各園の実践・取り組みから共に学び合う時間としていきます。

第1分科会

乳児保育 ～適切な愛着形成～

助言者

大阪総合保育大学大学院 教授
大方 美香氏

提案組織

京都市/こども園 ゆりかご
岡山県/富岡保育園
沖縄県/内間みどり保育園

趣 旨

乳児期は、特定の大人との受容的・応答的な関わりにより愛着関係が形成されます。そして、その後の保育の積み重ねが、表現したり何かを伝えようとしたりする意欲や言葉の獲得、そして、人と関わる力の基礎へとつながります。次への育ちにつながる大切な時期、保育現場と家庭が連携し適切な愛着形成をするための関わりをみなさんと考えていきましょう。

討議の柱

- ・乳児にとっての養護とは
- ・愛着形成からつながる次への育ち
- ・家庭との連携

第2分科会

幼児教育 ～自己肯定感からのつながり～

助言者

玉川大学 教授
田澤 里喜氏

提案組織

千葉市/チャコ保育園
鳥取県/育成こども園
熊本県/コスモス保育園

趣 旨

幼児期は、保育士等や子どもとの触れ合いの中での経験の積み重ねが、自己肯定感を育み自信につながります。自ら考えやり遂げる達成感や行動する充実感、集団の中でも友だちと試行錯誤し活動を展開する楽しさや共通の目的を実現する喜びを味わうことへとつながります。それらの経験と幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の重なりを考えていきましょう。

討議の柱

- ・自信や自己肯定感を育む
- ・自我の育ちを支え、集団としての高まりを促す
- ・個々の育ちを踏まえ、就学以降に望まれる資質能力を見据え育てる



分科会

第3分科会 障害児保育 ～一人一人の特性～

助言者

明星大学 教授
星山 麻木氏

提案組織

滋賀県/カトリック長浜こども園
徳島県/幼保連携型認定こども園 めだかのこころ
福岡県/嘉穂らいむ保育園

趣 旨

一人一人の育ちを把握するために、どのような環境や支援が必要なのでしょうか。一人一人の子どもに寄り添うとは、どのようなことなのでしょうか。特性を共通理解し、一人一人にあった対応をするために保育現場と専門機関の連携・役割等考えていきましょう。

討議の柱

- ・一人一人の育ちを把握し支援する
- ・一人一人の特性にあった保育
- ・専門機関との連携

第4分科会 食育 ～特性や専門性を生かす～

助言者

上越教育大学大学院 教授
野口 孝則氏

提案組織

釧路市/釧路第1福ちゃん保育園
広島市/白木いづみこども園
長崎県/幼保連携型認定こども園 もりやまこども園

趣 旨

「食を営む力」の基礎を培うことは、健康な生活の基本です。保育現場において乳幼児期に食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う育ちへと展開するために、保育所の特性や専門性を生かし、多様な関係者との連携等でどのような援助や関わりが必要か考える機会になればと思います。

討議の柱

- ・保育所の特性を生かした食育
- ・専門性を生かした対応
- ・多様な関係者との連携及び協働



分科会

第5分科会 保育の質の向上 ～質の向上に関わるもの～

助言者

神戸大学大学院 教授
北野 幸子氏

提案組織

横浜市/聖徳保育園
愛知県/ひかりこどもえん
鹿児島市/幼保連携型認定こども園 しらゆきこども園

趣旨

保育現場に携わる職員は、勤めている施設の保育について自信をもって語りたいたいものです。そのためには保育の内容に関する自己評価等を通じて現状を把握し、保育内容の改善や職員の役割分担の見直しは不可欠です。また、保育の質の向上と家庭、地域、行政等の関係について、施設長の役割も含め、みなさんで考えていきましょう。

討議の柱

- ・ 保育内容の改善や職員の役割分担の見直し
- ・ 保育の質の向上と家庭、地域、行政等
- ・ 施設長は保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努める

第6分科会 共主体 ～子どもと保育者～

助言者

玉川大学 教授
大豆生田 啓友氏

提案組織

兵庫県/幼保連携型認定こども園 千草こどもの園
島根県/認定こども園 原浜保育所
福岡市/西南学院早緑子供の園

趣旨

子ども達が夢中になった遊びは、いろいろな方向に展開していく可能性をひめています。

子どもの興味を見逃さず育ちにつながる関わりをする「子ども主体の保育は保育者主体の保育」共主体の大切さ、育ちへの影響力をあらためて考える機会になればと思います。

討議の柱

- ・ 子どもの主体性や権利を尊重し、子どもが中心の活動を支援する
- ・ 子どもと大人の主体がバランスよく共存・融合している主体
- ・ 互いに学びともに成長し合う主体



分科会

第7分科会 実習 ～実習の役割～

助言者

中村学園大学 教授
那須 信樹氏

提案組織

岐阜県/大野こども園
神戸市/神戸市私立保育園連盟
北九州市/認定こども園 きくが丘保育園

趣 旨

実習は、保育専門職としての働きや、保育現場・保育職の魅力を伝える機会です。「保育実習実施基準」について、また、実習施設として選ばれていることを職員が共通理解し、その機会を有意義なものにするため、施設側・養成校側それぞれの課題を把握し、連携・協働する必要性を今一度考えていきましょう。

討議の柱

- ・保育実習実施基準について
- ・保育職の魅力向上
- ・施設と養成校との連携・協働

第8分科会 職員の資質向上 ～専門性と学び合い～

助言者

和洋女子大学 教授
矢藤 誠慈郎氏

提案組織

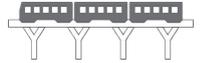
札幌市/八軒太陽の子保育園
石川県/額小鳩こども園
大分県/藤原こども園

趣 旨

職員の資質及び職員全体の専門性の向上は、子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育の展開につながります。保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚を基盤とし、それぞれの職位や職務内容に応じて必要な知識や技能を身につけ学び合う環境づくりとして、職場内外研修の活用方法等みなさんで考えていきましょう。

討議の柱

- ・職務内容に応じた専門性を高める
- ・職員同士が主体的に学び合う姿勢と環境づくり
- ・職場内外研修計画参加と研修成果の活用



分科会

第Ⅱ群

全国私立保育連盟の専門部等が分科会を開催します。

第9分科会

はじめの100か月の育ちビジョンから広がる未来 ～子どもと保育者の『安心と挑戦の循環』～

講師

学習院大学 教授
秋田 喜代美氏

担当 研修部

趣旨

こども家庭庁が掲げる「はじめの100か月の育ちビジョン」の中には、『安心と挑戦の循環』を通して子どものウェルビーイングを高めていくことが大切であると示されています。

では、日々の保育の場面において『安心と挑戦の循環』とは、どのようなことをいうのでしょうか。

本分科会では、「安心」と「挑戦」が「循環する」ことの本質を理解し、自身の保育を振り返りながら、保育者としての役割や社会への発信について考えてみたいと思います。

ビジョン全体に込められた願いを紐解きながら、保育から広がる未来について語り合しましょう。

第10分科会

すべての子どもに求められる制度の充実に向けて ～人口減少社会における保育の未来を考える～

講師

<午前>

日本テレビ放送網株式会社 宮島 香澄氏

<午後>

日本保育協会 理事 坂崎 隆浩氏

全国保育協議会 副会長 森田 信司氏

全国私立保育連盟 副会長 塚本 秀一氏

コーディネーター

全国私立保育連盟 常務理事・保育制度検討委員会 委員長 高谷 俊英氏

担当 保育制度検討会・予算対策会議正副議長会議

趣旨

少子化が加速する中、子どもや家庭を支えるだけでなく、地域の基盤としての保育の継続性が問われています。

全私保連では、これまで人口減少社会における保育の役割や、地域における保育のあり方について議論を重ねてきました。今回は、前半に宮島香澄先生から、こども家庭審議会や財政制度等審議会の内容を踏まえて、保育を取り巻く情勢についてご講演いただきます。

後半は、日本保育協会、全国保育協議会からシンポジストをお迎えし、保育現場の課題や展望について意見を交わすシンポジウムの第2弾を行います。

制度が大きく変わろうとしている今、皆様とともに保育のよりよい未来を考える機会にしたいと願っております。



分科会

第11分科会

語り合い・聴き合いで安心できる関係づくり ～保育の質を高めるファシリテーション～

講師

フェリアン 副所長
津村 薫氏

担当 保育カウンセリング企画部

趣 旨

保育者同士が子どもたちや、保育について語り合い、聴き合うことは大切です。職場での会議も同様に、より良い保育職場づくりに欠かせません。

「会議は話す場」というイメージがありますが、聴き合う場でもあります。円滑な会議にするための手法・技術であるファシリテーションを学びましょう。明日からの職場の会議を更に実りあるものに変化させ、保育の質を高め、働きやすい職場づくりに繋げるヒントを持ち帰りませんか。

第12分科会

「日本版DBSの導入に向けた実務対応」～私たちはどうするか？～

講師

蓼沼法律事務所 弁護士
黒崎合同法律事務所 弁護士
小倉総合法律事務所 弁護士
福岡犯罪被害者支援センター 理事長
全国私立保育連盟 常務理事

蓼沼 一郎氏
東 敦子氏
川上 武志氏
浦 尚子氏
丸山 純氏

担当 事業部

趣 旨

令和6年に成立した「児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」により、教育・保育現場では未然防止や発生時対応、犯罪事実確認、情報管理などが義務づけられました。本研修では、弁護士による法的な観点からの意見に加え、被害者支援に携わる方々の声を通じて制度の社会的背景を共有し、保育施設として求められる実務対応を学びます。令和8年12月施行予定を前に、「私たちはどう動くべきか」をともに考える機会とします。



分科会

第13分科会 園の魅力、大発見！～職員も保護者もファンになる園づくり～

講師

全国私立保育連盟広報部 副部長・小金西グレースこども園 園長・YouTube『全私保連チャンネル』管理人
山田 裕宇記氏
 鹿児島県保育連合会 会長・川内すわこども園SECOND 園長・全国私立保育連盟広報部 部員
帯田 英児氏

担当 広報部

趣 旨

園には必ず、その園だけが持つ“光る魅力”があります。
 その魅力を職員みんなで見つけ出し、保護者や地域にワクワク感とともに伝えることができれば、園はもっと輝き、もっと愛される場所へと進化します。
 本研修では、自園の理念や特色を整理・言語化し、それを効果的に発信するための実践的なノウハウを学びます。午前は園の強みを掘り起こす具体的な手法を、午後は保護者の心を動かす伝え方のテクニックや工夫を学びます。
 日々の園運営で実際に成果を上げている現役園長2名が、明日からすぐ実践できるアイデアやヒントを、豊富な事例とともにお届けします。園づくりの新しい可能性を、ぜひ一緒に発見しましょう。
 ※当日はスマートフォンかタブレット端末等をご持参ください。

第14分科会 『HOIKUを探して』スロー・ペダゴジー：ともにある豊かな時間

講師

神戸親和大学 教授
森 眞理氏

ゲスト
 コメン
 テーター

サウス・イースタン・ノルウェー大学 教授
 アリソン・クラーク (Dr.Alison Clark) 氏

担当 保育・子育て総合研究機構国際委員会

趣 旨

海外と日本の保育の考え方を比較して、これから目指すべき日本のHOIKUの在り方を探す分科会の第2弾、今回はゲストコメンテーターとして乳幼児期の時間を問い直し、現代の加速化に対抗する「スロー・ペダゴジー」を提唱するサウス・イースタン・ノルウェー大学教授のアリソン・クラーク氏に動画で登壇していただきます。その話をベースにレジー・エミリアの研究やアリソン氏と共にプロジェクトを行う神戸親和大学教授の森眞理氏と世界の保育の動向やこれからの『HOIKU』のコンセプトを地球規模で探るホイクドターケの壮大な保育アースジャーニー。※ホイクドターケ⇒第67回全国私立保育研究大会（飛騨高山大会）のテーマより
 ※スロー・ペダゴジー⇒子どものペースでゆっくり学びを深める教育の考え方

第15分科会

ディズニーに学ぶ ～これからの時代に求められる人材育成～

講師

接客向上委員会&Peace 代表
石坂 秀己氏

担当 青年会議

趣 旨

保育は「人と関わる仕事」でありコミュニケーションは欠かせません。そうした「感情」が大切な仕事だからこそ、その職場の「人間関係」や「職場環境」がとても重要です。笑顔や言葉がけ、後輩職員の方との接し方や先輩職員の方への接し方、組織の目標が浸透している環境づくりなど、人と人が関わる場面に『ディズニー』の考え方には多くの気づきがあります。
 昨年度、岐阜県で行われた保育研究大会にて大好評につき今大会も開催いたします。よりよい保育環境を目指し、明日から活かすことのできる具体的な方法を、是非一緒に『ディズニー』から学びましょう。
 ※当日は手鏡（顔が見えるくらいの大きさ）をご持参ください。



分科会

第Ⅲ群

第16分科会～第19分科会は、日々の保育現場において、新たな視点からの学びを深めていきます。

第16分科会

インクルーシブ保育構築 ～園の中に共生するベースを育てる～

講師

玉川大学 教授
若月 芳浩氏

趣旨

それぞれの園で積みあげられてきた文化も、時代の背景やニーズによって、守っていく部分と変化していく部分を検討していく必要があります。それぞれの園の文化を改めて理解し、今、必要とされているインクルーシブ保育を構築するためには、何を守り何を変化させる必要があるのか、園で検討する機会になればと思います。

第17分科会

保育環境 ～限られた人・物・場を活かす～

講師

大妻女子大学 准教授
石井 章仁氏

趣旨

自園の「これまでこのようにしてきたから…」というだけの理由が、明確でない「なぞのルール」に気づき、当たり前にしてきたことは「何のためにするのか」見直すことで、園の自己評価さらには「強み」につながります。楽しみながら保育・環境を見直していきましょう。

※第17分科会講師石井先生は、終日WEBでのご登壇となりますのでご了承ください。
※参加者の皆さまは、他の分科会と同様に会場にて講義をご受講ください。



分科会

第18分科会 玩具と遊び ～何が育つ、遊びや玩具を立体的に考える～

講師

こども教育宝仙大学 教授
富山 大士氏

趣 旨

玩具や玩具の配置、遊び方を考えることは、子どもの育ちにつながります。子ども一人一人の発達状態や興味・関心を踏まえ、あらためて様々な玩具や配置、遊び方の工夫によって与える影響を知り、保育につなげていきましょう。

第19分科会 働き方改革 ～ワークライフバランス～

講師

弁護士法人かなめ 代表弁護士
畑山 浩俊氏

趣 旨

子どもたちと関わる時間、記録等と向き合う時間、次の仕事に向けリフレッシュする時間、プライベートな時間…どれも一人一人を創り上げている時間です。それぞれの時間を大切に有効にするには、どのような工夫があるのか一人一人が出来る工夫の発見をしていきましょう。

※第19分科会では、テーマを踏まえながら、当日は下記の概要に基づいた内容で講演いただく予定としております。

【分科会概要】

～事例で学ぶ～

虐待・不適切な保育等の緊急事態対応から考える『働き方改革』

不適切な保育・虐待といった緊急事態対応の知見から、組織において取り組むべき『働き方改革』を事例形式で学びましょう！

有事の対応術をベースに、日ごろから意識しておくべき組織作り、職員間でのコミュニケーションの在り方、職員が疲弊せず保育に集中できる環境整備の要点を伝えます。



分科会

第IV群

すべてが、北九州とその近郊の魅力ある歴史と文化に触れるフィールドワークです。詳細は以下をご覧ください。

第20分科会

歴史とグルメの冒険、関門海峡を巡る

5月21日（木）日帰り旅行 代金：1名あたり21,000円（昼食付・税込）

所要時間：7時間 利用バス会社：西鉄観光にて 添乗員：1名同行

最少催行人員：30名 募集定員：40名

趣旨

関門海峡を舞台に、歴史と美食が織りなす下関へ渡り、雄大な関門海峡を望む「海響館」で、海の生き物たちとの出会いを楽しみ、宮本武蔵と佐々木小次郎の決闘の地「巖流島」へ。その後、門司港へ戻り、明治・大正のノスタルジックな街並みを散策。昼食は、門司港名物「瓦そば」を堪能し、心もお腹も満たされる最高のひとときをお過ごしください。

門司港レトロ地区は明治時代から昭和初期にかけて、国際貿易港として栄え、その面影を今に伝えるレトロな街並みが数多く残り、歩くたびにノスタルジックな気分になります。

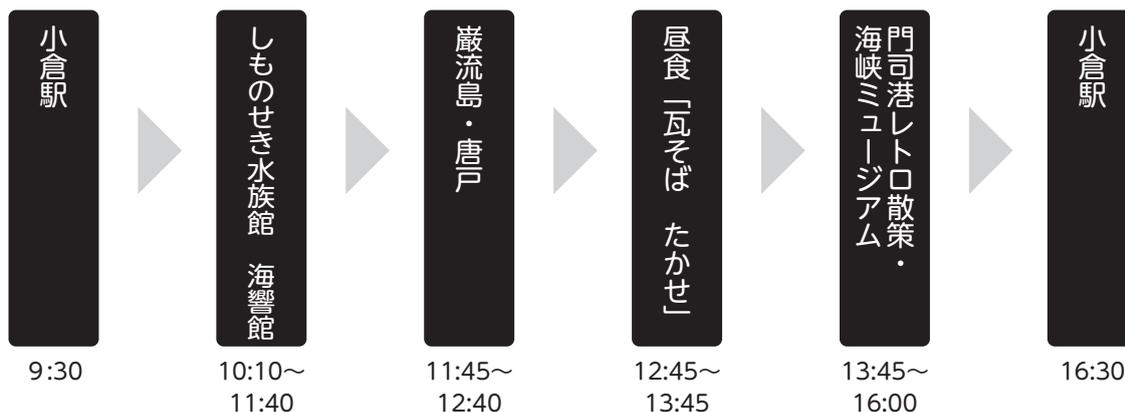


又、歴史や鉄道をテーマにした魅力的な観光施設も点在しています。「海峡ミュージアム」では、大正時代の街並みを再現した「海峡レトロ通り」や、関門海峡の歴史を迫力ある映像で学べるコーナーがあり、まるでタイムスリップしたかのような体験ができます。「九州鉄道記念館」は、九州の鉄道発祥の地ならではの貴重な施設。歴代の実物車両がずらりと並び、実際に車両の中に入って見学したり、運転シミュレーターで運転手気分を味わったりと、大人から子どもまで楽しめます。

歴史のロマンに触れ、鉄道の奥深さを知る。この二つの施設を巡れば、門司港の魅力をさらに深く体験できること間違いなしです。



日程表



※水族館・海峡ミュージアムの入場料を含みます。



分科会

第21分科会

食と太宰府の歴史を五感で巡る

5月21日(木) 日帰り旅行 代金：1名あたり15,000円(昼食付・税込)
 所要時間：8時間20分 利用バス会社：西鉄観光にて 添乗員：1名同行
 最少催行人員：30名 募集定員：40名

趣旨

福岡の食文化から歴史をご堪能いただけるコースになります。

まず午前は「食」のご案内。

全国的に有名になりました「茅乃舎」では、こだわりの調味料や食品を見て回るだけでなく、雰囲気のある店舗で特別な買い物ができます。「やまやファクトリーテラス」では、明太子の工場見学と美味しい食事が一度に楽しめ、福岡ならではのグルメを深く味わえます。

午後は「歴史」のご案内。

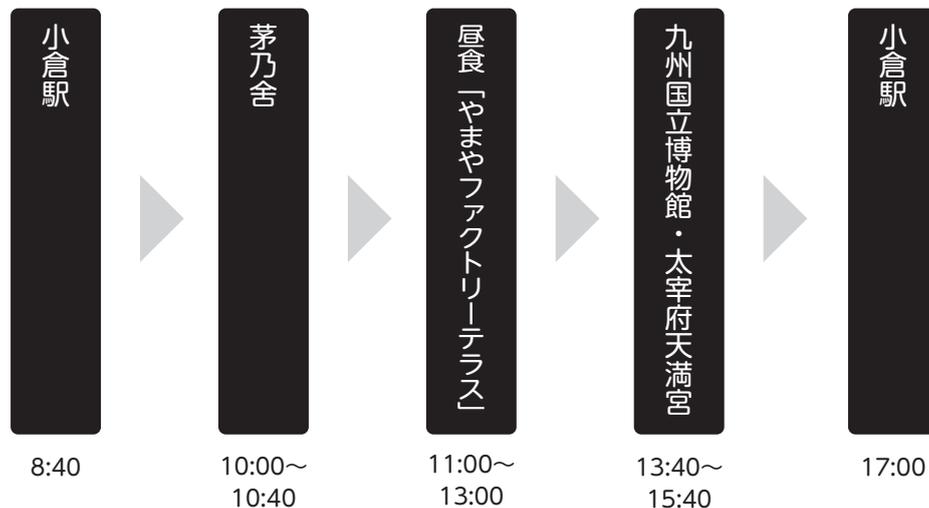
九州唯一の国立博物館と菅原道真公が祀られる太宰府天満宮のご案内致します。

「九州国立博物館」では、九州の歴史やアジアとの交流をテーマにした展示を行っており見応え十分です。

「太宰府天満宮」では、その荘厳な雰囲気もさることながら、庭園や参道沿いのお店の散策もお楽しみいただけます。



日程表



※九州国立博物館(常設展)の入場料を含みます。



分科会

第22分科会 北九州市が持つ「豊かな自然」「最先端の産業」「歴史的建造物」魅力発見

5月21日(木) 日帰り旅行 代金：16,000円(昼食付・税込)

所要時間：7時間40分 利用バス会社：西鉄観光にて 添乗員：1名同行

最少催行人員：30名 募集定員：40名

趣旨

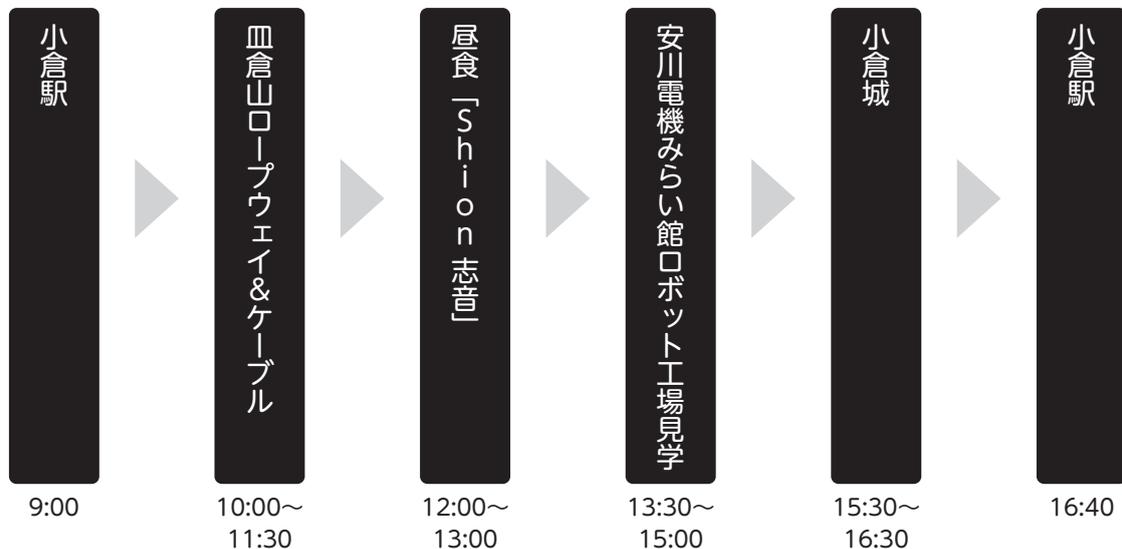
北九州市最大の「皿倉山ロープウェイ」では自然を満喫でき標高622mの皿倉山から望む大パノラマは、「100億ドルの夜景」とも称されるほどの絶景です。昼間は関門海峡から響灘まで見渡せる雄大な景色を楽しみ、北九州の豊かな自然と展望を楽しむことができます。

「安川電機みらい館」では最先端産業に触れ、日本の産業を支えるロボット技術を見て、触って、体験できる施設です。ロボットが活躍する未来の暮らしを垣間見ることができ、北九州が誇る最先端の技術力を実感できます。

「小倉城」天守閣で歴史を体感、江戸時代の小倉藩の歴史を伝える「小倉城」は、北九州のシンボルです。天守閣から城下町を眺め、歴史のロマンに思いを馳せていただけます。



日程表



※皿倉山・小倉城天守閣の入場料を含みます。



分科会

第23分科会

小倉発!絶景と美食・福岡名産「明太子」作り体験

5月21日(木) 日帰り旅行 代金:18,000円(昼食付・税込)

所要時間:8時間20分 利用バス会社:西鉄観光にて 添乗員:1名同行

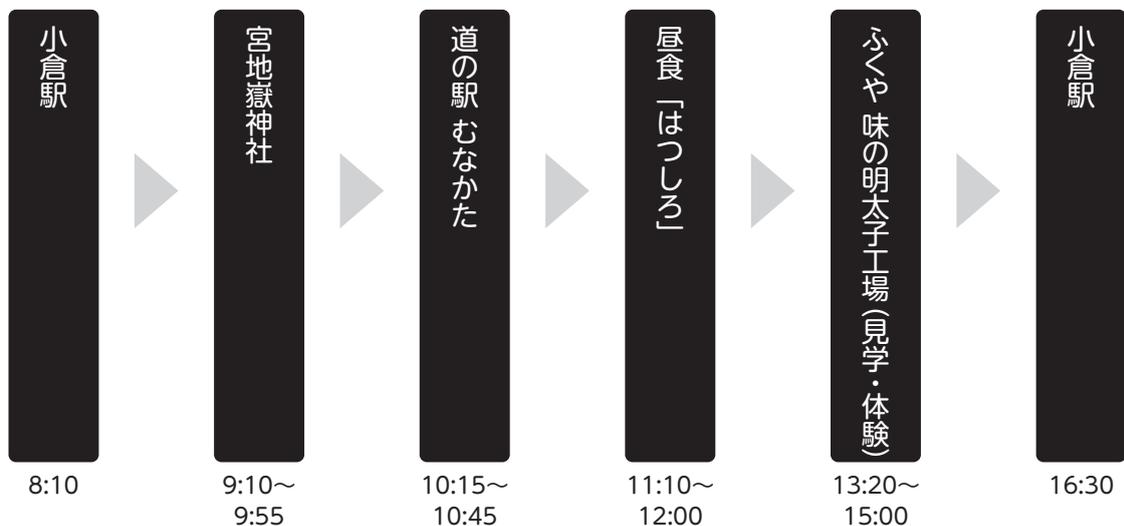
最少催行人員:30名 募集定員:40名

趣旨

小倉を出発し、まず向かうのは開運の神様として福岡で有名な「宮地嶽神社」へ。
 近年、全国的にも有名になった「光の道」の場所でもあり、境内にある日本一の大注連縄も必見です。その後、道の駅グランプリ3年連続1位となり殿堂入りを果たした「道の駅むなかた」にてショッピング。活気ある道の駅で地元の野菜やお土産をお楽しみいただけます。
 ご昼食は、宗像漁港から水揚げされた海の幸をご堪能いただけます。
 旅の最後は、2025年度にリニューアルされた「ふくや 味の明太子工場」へご案内致します。明太子に関する展示スペース等もちろんですが、「my明太子手作り体験」をご準備しております。是非この機会に、自分だけの特別な明太子作りをお楽しみください。



日程表



記念講演

大会3日目

会場：J:COM北九州芸術劇場

失敗から学ぶ！日本一監督のリーグシップ

監督時代の失敗、そしてそこで何をしなければいけないのかを考え、実践した内容を中心に話します。相手に求めるのではなく、自分がまず変わらなければいけない。その中での選手やコーチとのコミュニケーションの取り方や事前準備などをテーマに展開します。

く どう きみ やす
工 藤 公 康 氏 福岡ソフトバンクホークス元監督

1963年愛知県生まれ。

1982年名古屋電気高校（現：愛工大名電高校）を卒業後、西武ライオンズに入団。以降、福岡ダイエーホークス、読売ジャイアンツ、横浜ベイスターズなどに在籍し、現役中に14度のリーグ優勝、11度の日本一に輝き優勝請負人と呼ばれる。

実働29年プロ野球選手としてマウンドに立ち続け、2011年正式に引退を表明。

2015年から福岡ソフトバンクホークスの監督に就任。

2021年退任までの7年間に5度の日本シリーズを制覇。

最優秀選手（MVP）2回、最優秀防御率4回、最高勝率4回など数多くのタイトルに輝き、通算224勝を挙げる。

正力松太郎賞を歴代最多に並ぶ5回、2016年には野球殿堂入りを果たす。

2020年監督在任中ながら筑波大学大学院人間総合科学研究科体育学専攻を修了。体育学修士取得。

2022年4月より同大学院博士課程に進学、スポーツ医学博士取得に向け研究や検診活動を行う。

現在、仕事の傍ら農作業、DIYに勤しみ、子供たちの未来を見つめ、手作り球場や遊びの場を作る活動も行っている。

<近著>

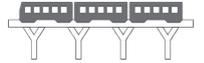
「工藤メモ」日本実業出版社 2025年8月22日

「数字じゃ、野球はわからない」朝日新聞出版 2025年1月11日

「勝ち続けるチームを支える言葉」幻冬舎 2024年9月19日

「プロ野球の監督は中間管理職である」日本能率協会マネジメントセンター 2024年6月23日





参加費・お弁当

参加費

2026年5月20日(水)・21日(木)・22日(金)

大会参加費：26,000円 ※大会参加費は、名鉄観光サービス㈱が代行収受します。

お弁当

大会2日目、各分科会会場に昼食お弁当をご用意いたします。

会場周辺のレストランには限りがありますので、お弁当のお申し込みをお勧めいたします。

また、お弁当の内容は、分科会会場によって異なる場合がございますのでご了承ください。

なお、第20～23分科会(屋外分科会)にご参加の方は、旅行代金に昼食代が含まれますので、昼食のお申し込みは不要です。

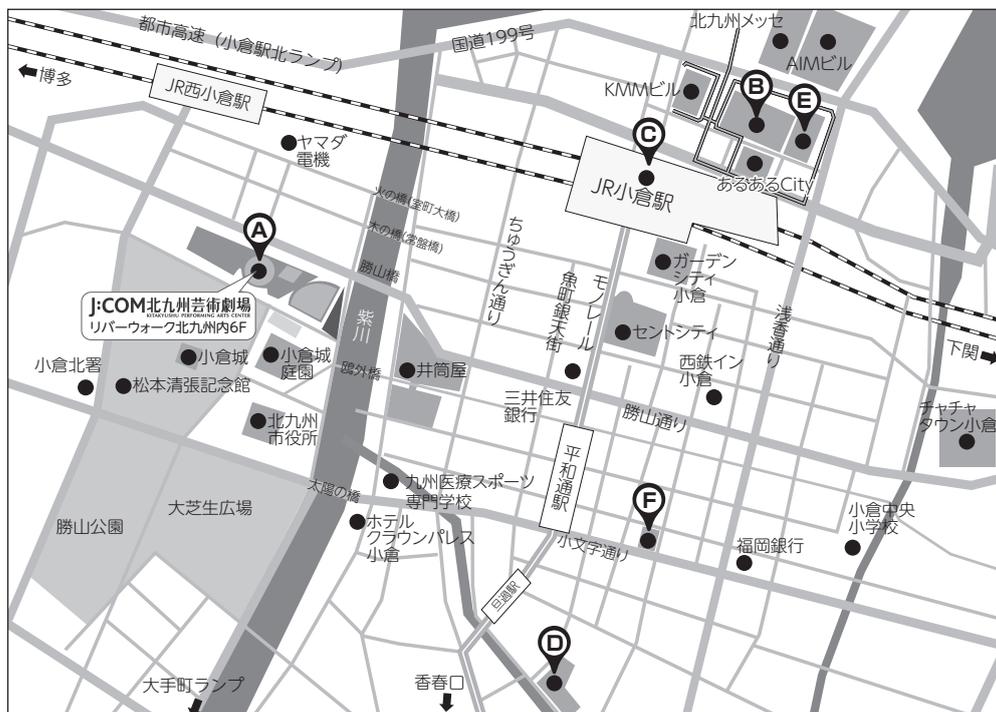
設定日：5月21日(木)

お一人様：1,800円(税込) ※お茶またはミネラルウォーター付き

※旅行契約には該当いたしません。



各会場施設マップ

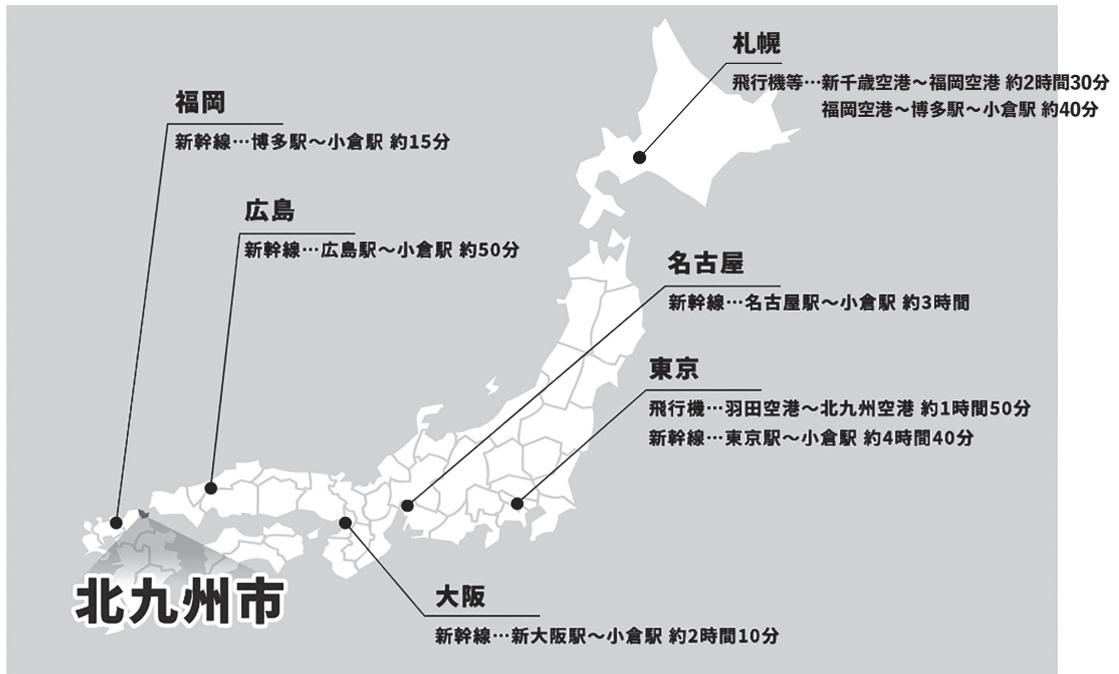


- メイン会場 J:COM北九州芸術劇場
分科会会場 A 北九州市小倉北区室町1丁目1-1-11リバーウォーク北九州内 6F
- 分科会会場 B リーガロイヤルホテル小倉
交流会会場 北九州市小倉北区浅野2丁目14-2
- 分科会会場 C JR九州ステーションホテル小倉
北九州市小倉北区浅野1丁目1-1
- 分科会会場 D アートホテル小倉 ニュータガワ
北九州市小倉北区古船場町3-46
- 分科会会場 E TKP小倉駅前カンファレンスセンター
北九州市小倉北区浅野2丁目14-2 小倉興産16号館
- 分科会会場 F パークサイドビル
北九州市小倉北区堺町1丁目6-13

※分科会会場は、後日お知らせいたします。

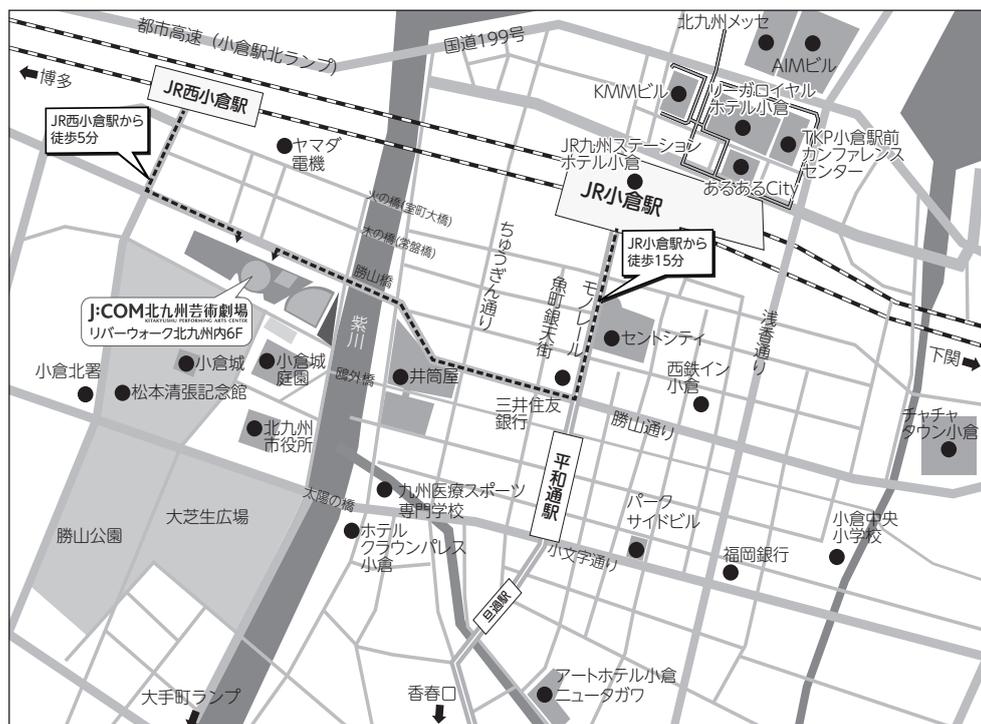


各地から北九州市までの交通アクセス



各会場施設マップ／交通アクセス

JR小倉駅からJ:COM北九州芸術劇場までのアクセス

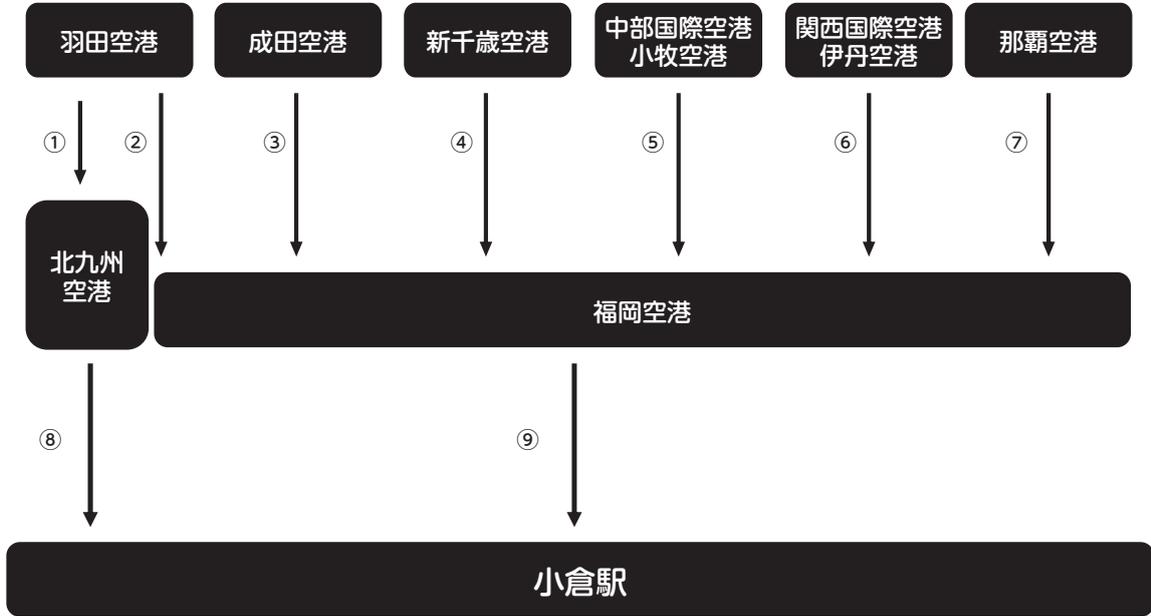


- JR西小倉駅南口から徒歩5分
- JR小倉駅南口から徒歩15分
- リバーウォーク6階より、J:COM北九州芸術劇場へご入場ください。



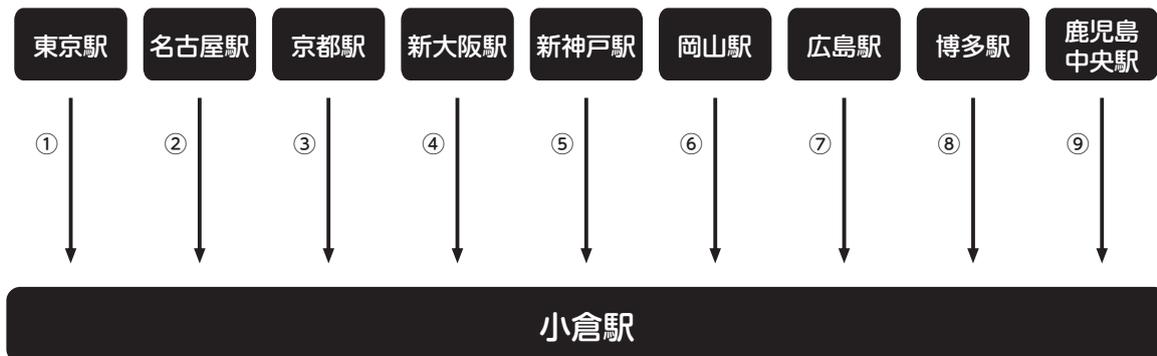
各地から北九州市（小倉駅）までの交通アクセス

■飛行機



- ①…羽田空港より約1時間50分 1日約10本～15本運行
- ②…羽田空港より約2時間 1日約60本運行
- ③…成田空港より約2時間 1日約15本運行
- ④…新千歳空港より約2時間30分 1日約10本運行
- ⑤…中部国際空港及び小牧空港より約1時間30分 1日約10～15本運行
- ⑥…関西国際空港及び伊丹空港より約1時間20分 1日約15～20本運行
- ⑦…那覇空港より約1時間40分 1日約25本運行
- ⑧…北九州空港よりノンストップバスで約35分 1日約20本運行
- ⑨…福岡空港より新幹線等利用で最短約40分

■新幹線



- ①…東京駅より約4時間40分
- ②…名古屋駅より約3時間
- ③…京都駅より約2時間30分
- ④…新大阪駅より約2時間10分
- ⑤…新神戸駅より約2時間
- ⑥…岡山駅より約1時間30分
- ⑦…広島駅より約50分
- ⑧…博多駅より約15分
- ⑨…鹿児島中央駅より約1時間30分



交流会・アトラクションのご案内

【日時】

5月21日（木） 18:00 開場／18:30 開会

【会場】

リーガロイヤルホテル小倉 4階「ロイヤルホール」

〒802-0001 福岡県北九州市小倉北区浅野2-14-2

JR「小倉」駅 新幹線口より空中回廊で直結 徒歩3分

※会場までは各自お越しく下さい。

【参加費】

16,000円

【募集定員】

600名

定員になり次第受付終了となります。 ※旅行契約には該当いたしません。



アトラクションゲスト

小倉城武将隊

・小倉城武将隊とは

小倉城の魅力向上・知名度向上・地域の歴史教育を目的に、令和4年（2022年）に結成。演劇と殺陣に重きを置き、小倉藩にゆかりの武将や武士を本格的俳優陣が演じる「スーパー城エンターテイメント集団」。

・野望（ミッション）

城下町小倉を日本有数の観光エリアとする

・掟（活動方針）

- 一、小倉の魅力を世界へ発信せよ
- 一、小倉の歴史の伝承者たれ
- 一、地域の発展に尽くすべし

・キャッチコピー

本格的演技で魅せる小倉城四百年の動乱絵巻



マジックバーまんぼう

マジックエンターテイナーまんぼう

日本一のマジックショー「hope」のメインキャストとしてコメディマジックを担当。

国内外を舞台に、圧倒的なパフォーマンスと独自のユーモアで観客を爆笑と感動の渦に巻き込んでいる。しかし、一部では「あれはマジックじゃなくて宴会芸だ」という噂も…果たして真相は？

ぜひ、その目で確かめてください！



変面師・マジシャン カズヤ

中国の伝統芸能「変面」において高い評価を受けており、中国の塏師から直接指導を受けた実力派である。彼の変面は、お子様からお年寄りまで幅広いファンを持ち、観客に感動を与える力がある。

ただのエンターテインメントにとどまらず、観客との心のつながりを生む特別な体験を提供している。





夕食プラン（はなれや）のご案内

1日研修に取り組んだ後には、北九州市が誇る食の店舗にて心もお腹も満たして頂けるよう夕食プラン「はなれや」をご準備致しております。

是非この機会に北九州の食の魅力に触れてください。

先着順にて受付いたします。定員になり次第受付終了となります。

※旅行契約には該当いたしません。

※料金に含まれるもの

・夕食お料理代

・夕食時のフリードリンク代

(注) 個別追加注文不可

【日時】

5月21日（木） 18:30～

※当日は現地に直接お越しください。

A 「田舎庵 小倉本店」

住 所……小倉北区鍛冶町一丁目1-13

料 金……14,500円（税込）

最少人員……10名 最大人員……24名

小倉にて昭和元年創業以来、伝統的な調理法を基本にしながらも常に時代に合った味と感覚を取り入れ「古く新しい」鰻料理を提供する老舗鰻料理専門店。



B 「焼肉の龍園 小倉本店」

住 所……小倉北区鍛冶町一丁目8-15

料 金……16,500円（税込）

最少人員……15名 最大人員……40名

多くの著名人も訪れる北九州・小倉の老舗焼肉店。品質や鮮度はもちろん、提携牧場から直送の福岡最古のブランド牛「筑穂牛」を是非お楽しみ下さい。



C 「しゃぶ禅 小倉店」

住 所……小倉北区鍛冶町一丁目10-10

料 金……14,500円（税込）

最少人員……15名 最大人員……40名

選りすぐりの黒毛和牛を鰹が効いた特製和風だしの鍋にさっとくぐらせ、秘伝の自家製ダレでご堪能いただく逸品。専門店ならではの本格的な味をご堪能いただけます。



D 「小倉稚加栄」

住 所……小倉北区堺町一丁目4-26

料 金……15,500円（税込）

最少人員……15名 最大人員……40名

関門海峡・玄界灘などで水揚げされた新鮮な魚料理が堪能できる和食店。

店内には大きないけすがあり、贅沢な雰囲気の中でお食事をお楽しみいただけます。





宿泊のご案内・ホテル地図

■設定日 【前泊】令和8年5月19日（火）
【当日泊】令和8年5月20日（水）・21日（木）

■旅行代金は31ページをご参照ください。

※旅行代金は、朝食付、サービス料、諸税を含むお一人様1泊あたりの料金です。

■最少催行人員：1名様

■添乗員：同行いたしません

■日程は下記をご参照ください。 ※ご宿泊地までは各自お越しください。

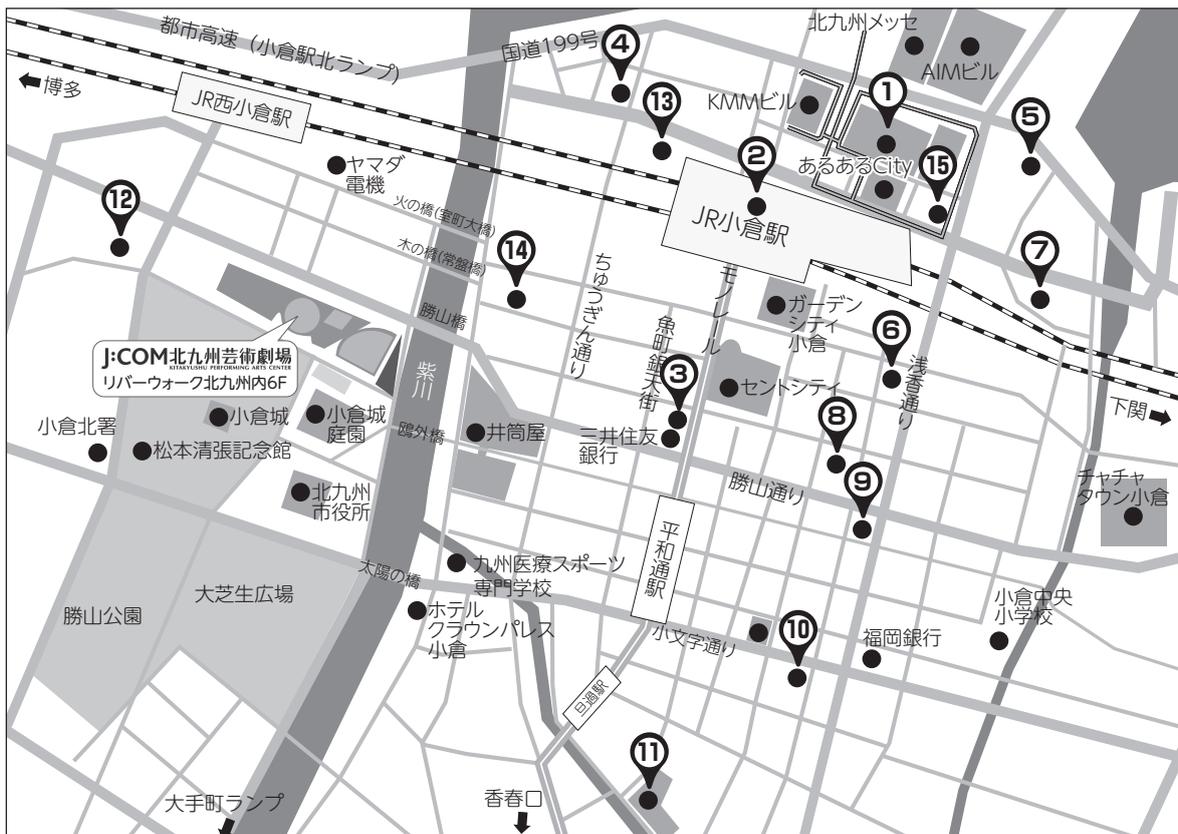
1日目 自宅又は前泊地＝（各自にて）＝宿泊地 食事 朝：× 昼：× 夜：×

2日目～最終日 宿泊地＝（各自にて）＝宿泊地 食事 朝：○ 昼：× 夜：×

■各ホテル・部屋タイプはお申込み順にて満室となり次第、受付を締め切らせていただきます。

なお、満室となったホテルはWEB上選択が出来なくなりますので、予めご了承ください。

■禁煙・喫煙のご希望は部屋数の関係でご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。





宿泊施設一覧

番号	ホテル名	部屋タイプ	旅行代金 (1名1泊あたり) 朝食付、諸税込	J:COM 北九州芸術劇場へのアクセス
①	リーガロイヤルホテル小倉	ツインシングルユース(1名利用)	26,000円	徒歩 約17分
		ツイン(2名利用)	22,000円	
		トリプル(3名利用)	20,000円	
②	JR九州ステーションホテル小倉	シングル	16,000円	徒歩 約15分
		ツイン(2名利用)	13,000円	
③	ダイワロイネットホテル小倉駅前	ツインシングルユース(1名利用)	18,500円	徒歩 約10分
④	コンフォートホテル小倉	シングル	14,000円	徒歩 約12分
⑤	東横 INN 小倉駅北口	シングル	11,000円	徒歩 約22分
⑥	東横 INN 小倉駅南口	シングル	11,000円	徒歩 約15分
⑦	東横 INN 小倉駅新幹線口	ダブル(1名利用)	13,500円	徒歩 約21分
		エコノミーダブル(1名利用)	12,000円	
		シングル	10,000円	
⑧	西鉄イン小倉	シングル	15,000円	徒歩 約14分
⑨	ホテルテトラ北九州	シングル	13,500円	徒歩 約15分
⑩	ホテルクラウンヒルズ小倉	シングル	10,000円	徒歩 約17分
⑪	アートホテル小倉ニュータガワ	シングル	13,000円	徒歩 約16分
		ツインシングルユース(1名利用)	16,000円	
		ツイン(2名利用)	11,000円	
⑫	小倉リーセントホテル	シングル	12,500円	徒歩 約2分
		ツイン(2名利用)	11,500円	
		トリプル(3名利用)	10,500円	
⑬	クインテッサホテル小倉Comic&Books	シングル	12,000円	徒歩 約12分
⑭	スーパーホテル小倉駅南口	シングル	15,500円	徒歩 約7分
⑮	アパホテル小倉駅前	シングル	13,000円	徒歩 約19分

国内旅行傷害保険

大会参加中の安全対策には皆様万全を期されていることと存じますが、より安心してご参加頂くために、任意保険へのご加入をお勧めしております。

この保険は、大会参加中や往復の移動中のケガだけでなく、賠償責任、手荷物の盗難・破損、救援者費用等も補償できます。

ご参加の皆様がより安心してお過ごし頂くため、ぜひご検討ください。

保険料：1,000円

■保険の加入をご希望の方は、参加申込WEBサイト内の保険加入欄にご入力をお願いいたします。※保険の加入は、一括して申込みを行いますので、各ご加入者様向けの加入証の発行はございません。

保険期間	3泊4日まで（4日間）
タイプ名	AT43
死亡・後遺障害	635万円
入院日額	9,500円
通院	5,000円
個人賠償 ^{※1}	3,000万円
携行品 ^{※2}	10万円
救援者費用	20万円
保険料	1,000円

※1……賠償責任の免責（自己負担）金額なし

※2……携行品の免責（自己負担）金額3,000円

（ご注意）

この保険によって補償される期間（保険期間）は、令和8年5月19日（午前0時）から、令和8年5月22日（深夜12時）までで、かつ本大会にご参加のためにご自宅を出発されてから帰宅するまでとなります。（保険期間中であっても一度帰宅した後に別の目的で再び出かけた場合等は補償の対象となりません。）

なお、保険の詳細につきましては、別途お送りする保険リーフレットにてご確認ください。

（引受保険会社）

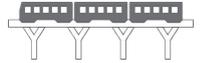
東京海上日動火災保険株式会社

〒460-8541 愛知県名古屋市中区丸の内2-20-19

（担当課）名古屋営業第二部営業第一課

TEL. 052-201-2099 <https://www.tokiomarine-nichido.co.jp>

25TC-003451 2025年12月作成



参加申し込み方法等

参加申し込みは、WEBサイトからのお申し込みになります。

受付日時 2月16日(月) 午前10時より開始

第1次締切日 3月6日(金)

第2次締切日 3月19日(木)

■WEBサイトからのお申し込み

①参加お申込は「ぜんしほれん」または「あおむしつうしん」でインターネット検索し、全国私立保育連盟のホームページにアクセスしてください。
トップ画面の「第68回全国私立保育研究大会北九州大会バナー」をクリックし申込手続きを行ってください。

②参加お申し込み専用サイトURLは下記の通りです。直接サイトにアクセスいただき、お申し込みいただく事も可能です。

<https://www.mwt-mice.com/events/kitakyushu68>

■WEB サイトより申込された方は、申込完了メールまたはサイト内の内容確認画面より申込内容を確認願います。

■電話による申込・追加・変更・取消は出来ませんので、あらかじめご了承ください。

■参加申し込みの流れ

- ①上記記載の専用サイトよりお申し込みください。
- ②トップページの「新規お申込みはこちら」よりお進みいただき、「個人情報取扱い」規約をご確認ください。
- ③申込者情報の入力及び参加者情報及び各種申込の入力にお進みください。
※参加者情報及び各申込項目を入力してください。参加者毎に異なる申込が可能です。
- ④申し込み完了された方には、参加登録完了のご案内を登録いただいたメールアドレス宛にお送りします。
※申込後、24時間以内に申込完了メールが届かない場合には、名鉄観光サービス株式会社 MICE センターまで必ずご連絡ください。
※お使いのパソコン・スマートフォン等の設定でメールの受信拒否設定をされている方は、「@mwt.co.jp」ドメインからのメールが受信できるようにあらかじめ設定してください。

★参加申し込み方法の詳細につきましては、専用サイトトップページをご確認ください。★

■第2次締切日3月19日(木)までの変更・取消は、参加者ご自身にて専用サイトで操作をしてください。締切日以降(3月20日から)は、専用サイト上の「お問い合わせ」よりご連絡ください(お電話での変更取消は致しかねます)。

■お申込から大会開催までのスケジュール

- ①大会参加申込の締切日 **3月19日(木)**
- ②大会参加申込の締切日以降、**4月3日(金)**を目途に名鉄観光サービス(株)より振込に関するメールをご案内いたしますので、内容のご確認をよろしくお願いいたします。
- ③ご請求金額払込期限 **4月24日(金)** 予定 ※詳細は請求書をご確認ください。
- ④**5月13日(水)**を目途に最終のご案内をメールにてお送りいたします。必ずご確認ください。
- ⑤大会開催日 **令和8年5月20日(水)～22日(金)**

問い合わせ先はP40をご覧ください。



変更・取消について

- 申込内容に変更・取消が生じた場合はWEB サイトにて変更・取消操作を行ってください。
ただし、締切日以降（3月20日から）は、専用サイト上の「お問い合わせ」よりご連絡ください
（お電話での変更取消は致しかねます）。
- 大会参加費について、参加費入金の有無に関わらず、**4月3日（金）以降の参加取消については大会参加費が発生いたします。**ご了承ください。
- お申込後、お客様のご都合による取消の場合は、下記取消料がかかりますので、予めご了承ください。

旅行契約以外の取消料

大会参加費 資料申込	令和8年4月2日（木）までのお取り消し……無料 令和8年4月3日（金）以降のお取り消し……参加費を申し受けます （後日、資料郵送いたします。）
交流会 はなれや 昼食弁当	令和8年5月11日（月）までのお取り消し……取消料不要 令和8年5月12日（火）以降のお取り消し……100%の取消料（全額）を申し受けます。

旅行契約（宿泊・分科会【第20-23】）の取消料

取消日	21日前まで	20日前～ 8日前まで	7日前～ 2日前まで	前日	当日	旅行開始後 無連絡不参加
宿泊	無料	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%
取消日	11日前まで	10日前～ 8日前まで	7日前～ 2日前まで	前日	当日	旅行開始後 無連絡不参加
分科会 【第20-23】	無料	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%

- 取消日の基準日は、弊社が連絡を受信した日にちといたします。
- 取消後のご返金は、大会終了後、取消料及び所定の振込手数料を差引きのうえ送金いたします。
なお、事務処理上の都合でご返金は大会終了後を予定しております。
会場での現金でのご返金はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

その他のご案内

○募集型企画旅行

本大会の「宿泊プラン」および「分科会（第20-23）」は名鉄観光サービス㈱が旅行企画・実施するものであり、お申し込みいただくお客様は、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

なお、分科会第20～23の旅行代金には、「行程に記載のバス代」「食事代」「入場料等」「消費税等諸税」が含まれます。

※自由行動中の各入場料及び飲食代等については含まれておりません。

詳しい旅行条件を説明した書面につきまして、P36～38をご確認ください。

この旅行条件・旅行代金は令和8年1月16日を基準としています。

※契約の内容条件につきましては、お申し込み前に当社の店頭またはホームページでも確認いただけます。

名鉄観光サービスホームページ（<https://www.mwt.co.jp/>）⇒ TOP ページ右下⇒ 各種約款・条件書等について⇒ご旅行条件書（国内・募集型企画旅行）



大会当日資料の配布方法について

今大会では、従来の大会では当日配布をしていました分科会の討議資料につきまして、カーボンニュートラル及びDX化の観点より、お申込者ご自身で必要な資料のみダウンロード、印刷をして当日持参いただく方法とさせていただきます。

下記、詳細をご確認いただけますよう、よろしくお願いいたします。

※本大会では事前の郵送物はありません。参加券類に関しまして、事前に申込ご担当者様ご自身でダウンロードいただきます。

恐れ入りますが、ダウンロード後ご参加の皆様にお渡しいただき、当日お持ちいただきますようお願いいたします。

詳細のご案内につきましては、5月13日（水）を目途にお送り予定の最終のご案内メールをご確認ください。

- 大会初日配布物（予定）： 大会のしおり、行政説明資料、シンポジウム資料 他
- ダウンロード可能内容： 全ての大会資料
※なお、大会参加券類、分科会討議資料、参加者名簿は当日配布いたしませんので、各自でご準備いただきますようお願いいたします。
- ダウンロード可能者： お申込みご担当者
※複数名参加登録をされる際は、お手数ですが必要分ダウンロードいただきまして、ご参加者にお渡しいただきますようお願いいたします。
- ダウンロード開始可能時期： 大会開催の1～2週間程前を予定しております。
※ダウンロード開始可能となりましたら、メールにてお知らせいたします。
- ダウンロード方法： 専用WEBサイトより参加登録をしていただきました際のメールアドレス・パスワードをご利用いただき、ダウンロードいただきます。詳細は、下記ご参照ください。

- ① 専用WEBサイト右側にごございます箇所より、参加登録時のメールアドレス、パスワードをご入力の上、ログインください。
- ② ご自身の参加登録をご確認いただけるページにログイン出来ますので、必要な資料のボタンを押していただきまして、資料をダウンロードください。

①専用WEBサイトトップページ

登録済の方はここからログインしてください

メールアドレス:

パスワード:

ログイン

②ログイン後ページ

申込者情報 参加者情報

お申し込み連絡担当者情報

連絡担当者名 北川 テスト 様

参加者

No.	費用	申込状況	操作
1	140,000円	申込済	変更

参加者

※①「専用WEBサイトページ」、②「ログイン後のページ」はイメージです。
多少変更の場合がございますので、予めご了承ください。



ご旅行条件書（国内・募集型企画旅行）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。



1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、名鉄観光サービス株式会社（愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号、観光庁長官登録旅行業第55号。以下「当社」といいます。）が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- 「国内旅行」とは、本邦内のみのお客をいいます。
- 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）及び当社旅行予約款 募集型企画旅行契約の部によります。当社旅行予約款をご希望の方は、当社にご請求ください。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受け、当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

2. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- 旅行のお申込みは、当社又は旅行業法に規定された受託旅行業者の営業所（以下併せて「当社」といいます。）にて、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、(5)の申込金を添えてお申込みください。
- 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申込み手続きをお願いします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- お客様との旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込金を受領した時に成立するものとします。なお、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット等の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは第25項(2)の(イ)の定めによります。
- お客様が(2)の期間内に申込金を提出しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- お申込みの際、おひとり様につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱います。

区 分	申込金（おひとり）
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- ウェイトイングの取扱いについての特約
当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイトイングの取扱い」といいます。）をすることがあります。
(ア) お客様がウェイトイングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウェイトイング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点で旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
(イ) 当社は、前(ア)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
(ウ) 旅行契約は当社が前(イ)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
(エ) 当社は、ウェイトイング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
(オ) 当社は、ウェイトイング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイトイングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイトイングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいたしません。
- 当社は、(6)のお待ちいただける期限までにお客様に連絡がとれなかったときは、予約可能となった場合であっても、当該予約を取り消すことがあります。この場合、預り金は全額払い戻しいたします。
- 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申込み条件

- お申込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。
- 旅行開始時点で15歳未満の方は、親権者の方のご同行を条件とさせていただきます。
- 特定旅客層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他が、当社の指定する条件に合致しない場合はお申込みをお断りする場合があります。
- 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてご伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきます。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。
- お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は治療が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- お客様のご都合による別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより、別途条件によりお受けすることがあります。
- お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要とします。
- お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- お客様が当社に対して暴力又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面及び確定書面（最終日程表）の交付

- 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容及び当社の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお客様にお渡しします。なお、この条件書及びパンフレット等、お支払対象旅行代金の領収証、確定書面（最終日程表）は契約書面の一部となります。
- 確定した旅行日程、航空機の便名、列車名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面（最終日程表）を遅くとも旅行開始日の前日までににお渡しします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日までにお渡しします。また、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。
- 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面（最終日程表）に記載するところに特定されます。

5. お支払対象旅行代金

- 「お支払対象旅行代金」（以下単に「旅行代金」といいます。）とは、「パンフレット等に記載の旅行代金」と(ア)「追加代金」の合計から(イ)「割引代金」を差し引いた額をいいます。「旅行代金」は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。
- 「追加代金」、「割引代金」とは、当社がパンフレット等に表示した以下のものをいいます。
(ア)「追加代金」
a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金
b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金
c. 「グリーン車追加代金」等と称する列車、航空機等の使用席の等級変更による追加代金

- 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」等を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等への変更のための追加代金
- 「延泊プラン」等と称する延泊のための追加代金
- その他「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
(イ)「割引代金」
a. 「トリプル割引代金」等とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金
b. 「子供割引代金」等年齢その他の条件による割引代金
c. その他「〇〇割引代金」とパンフレット等に記載した割引代金

6. 旅行代金のお支払

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

7. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。（ただし、旅行日程に「お客様負担」と記載したものを除きます。）
(ア) 航空運賃及び船舶・鉄道運賃等（観光しよりの等級が異なります。）
(イ) バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
(ウ) 宿泊代金及び税・サービス料金
(エ) 食事代金及び税・サービス料金
(オ) 団体行動中の心付け
(カ) 添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
(キ) その他パンフレット等で含まれる旨明示したものの
(2) (1)の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

8. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

- 第7項の他は含まれません。その一部を例示します。
- 自宅から集合・解散場までの交通費、宿泊費等
 - 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）
 - クリーニング代金、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等へのチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用、及びこれらに伴う船・サービス料
 - 傷害・疾病に関する医療費等
 - 「オプションツアー」等と称し、現地に希望者のみを募って実施する小旅行等の代金
 - 「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
 - 空港旅客施設使用料（パンフレットに明示した場合を除きます）

9. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由その他の因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容及び旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

10. 旅行代金、額の変更

当社は、旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は一切しません。

- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。
(イ) 当社は、(ア)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、(ア)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
(ウ) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。
(エ) 第9項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、サービスの提供が行われていなくてもかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備が不足したこと（いわゆるオーバーブッキング等）による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
(オ) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金を変更します。



11.お客様の交代

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料（おひとり様につき10,000円・税別）と共に当社にご提出していただきます。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。

12.お客様の解除権（旅行開始前）

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次に定める取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、当社の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。

解除期日	取消料（おひとり）
イ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）に当たる日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
ロ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降前々日に当たる日まで	旅行代金の30%
ハ.旅行開始日の前日	旅行代金の40%
ニ.旅行開始日当日	旅行代金の50%
ホ.無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- (2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
- (ア) 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
- (イ) 第10項(ア)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- (ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
- (エ) 当社がお客様に対し、第4項(2)に定める期日（旅行開始日の前日まで、ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日まで）までに確定書面（最終日程表）を交付しなかったとき。
- (オ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。
- (4) 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコース又は出発日を変更された場合は、取消し後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

13.お客様の解除権（旅行開始後）

- (1) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱をした場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

14.当社の解除権（旅行開始前）

- (1) お客様が第6項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第12項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
- (ア) お客様が、当社があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
- (イ) お客様が病氣必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられなくなり当社が認めるとき。
- (ウ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。

- (エ) お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めるとき。
- (オ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- (カ) お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行については3日目）に当たる日より前に、旅行の中止を通知します。
- (キ) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれが極めて大きいとき。
- (ク) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (3) 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）から違約料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。

15.当社の解除権（旅行開始後）

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
- (ア) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- (イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- (ウ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- (エ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 解除の効果及び払戻し
- (ア) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。
- (イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

16.旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第10項、第12項、第13項(2)、第14項及び第15項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) (1)の規定は第20項又は第24項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17.契約解除後の帰路手配

- 当社は、第15項(1)(ア)又は(エ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の出発地、解散地等に戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

18.旅程管理と添乗員等

- (1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努力します。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。
- (イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらずのようになるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めること。
- (2) 当社が、旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している集合場所を出発（集合）してから、当該解散場所に帰着（解散）するまでとなります。ご自宅から集合・解散場所までの間を、航空機又は列車等を利用する場合や宿泊を必要とする場合

- は、当社では可能な限りでこの手配に応じます。この部分は当社と別途旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。
- (3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの（以下「手配代行者」といいます。）が行います。
- (4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社（現地係員又は手配代行者等を含みます。）の連絡先を確定書面（最終日程表）に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (7) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

19.当社の指示

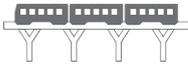
お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していただくときは、自由行動時間中を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社（添乗員、現地係員又は手配代行者等を含みます。）の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であってもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

20.当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内当社に当該通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。
- (2) お客様が、次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- (ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (エ) 自由行動中の事故
- (オ) 食中毒
- (カ) 盗難
- (キ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞り時間の短縮

21.特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって、身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、死亡補償金として、1,500万円です。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品に係る損害補償金は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については補償しません。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー・搭乗、超軽量動力機（モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ募集型企画旅行の日程に含まれていたときは、この限りではありません。
- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中にはいたしません。また、お客様が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ることなく離脱したとき又は復帰の予定なく離脱したときは、離脱のときから復帰までの間又はその離脱したときから後は募集型企画旅行参加中にはいたしません。



- (4) (1)の傷害・損害については、第20項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当します。
- (5) 当社が(1)による補償金支払義務と第20項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとし、

22. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する募集型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます。)のうち、当社が旅行企画・実施するものの第21項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社が旅行企画・実施するオプションツアーは、パンフレット等に「旅行企画・実施・当社(又は名鉄観光サービス)」と明示します。
- (2) オプションツアーの旅行企画・実施者が当社以外の旅行会社である旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。
- (ア) お申込みは原則的として現地となり、お支払も現地となります。
- (イ) 契約はオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
- (ウ) 契約の成立は、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が承諾したときに成立します。
- (エ) 契約成立後の解除・取消料については、お申込みの際、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等にご確認ください。
- (オ) 当社以外がオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (3) 当社は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第21項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。
- (4) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

23. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の(ア)~(ウ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
- (ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が次によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)。
- a. 旅行日程に支障をきたす天候・豪雨を含む天災地変
- b. 戦乱
- c. 暴動
- d. 官公署の命令
- e. 欠航、不運、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- g. 旅行参加者の生命又は身体・安全確保のための必要な措置
- (イ) 第20項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。
- (ウ) 第12項、第13項、第14項及び第15項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。
- (エ) パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとき。

当社が変更補償金を支払う変更	変更 支払い対象旅行代金 補償金の額 = 1件につき下記の率	
	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます。)その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)。	1.0%	2.0%

④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1) 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいいます。「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3) 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4) 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5) 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6) 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払に替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。
- (4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第20項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

24. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

25. 通信契約

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、所定の応募への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること」(以下「通信契約」といいます。)を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとし、
- ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を結ぶ加盟店契約がないときや、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。(受託旅行会社より当該取扱ができない場合があります。また取扱い可能なクレジットカードの種類も受託旅行会社により異なります。所定の応募に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。

- (ア) 通信契約の申込みの際、会員は申込みしよとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知が会員に到達した時に成立するものとします。
- (ウ) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出の日となります。

26. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の疾病・傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2) お客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お買物に際してはお客様のご負担で購入していただきます。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 当社の募集型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、マイレージサービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であったマイレージサービスが受けられなくなったときも、理由のいかんを問わず、当社は第20項(1)の責任を負いません。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示します。

28. 弁済業務保証金制度及びボンド保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過から当該契約に關し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、上記のような事態が生じた場合であっても、上記の一定の弁済限度を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

29. 個人情報の取扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「受託販売(販売店)」欄記載の受託旅行業者(以下「販売店」といいます。)は(以下、両者を合わせて「当社等」といいます。)、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、当社は、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等については当パンフレット記載の日程表及び別途契約書面に記載した日までにお送りする確定書面に記載されています。)の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。)に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、発着時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内、並びに旅行先の手土産店等のお客様の買物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店に対し、お客様の氏名、住所等の連絡先、パスポート番号及び搭乗される航空便名等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。
- (2) このほか、当社等では、旅行保険等旅行に必要な当社等と提携する企業の商品やサービスののご案内、当社等の商品やキャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、得來、よりよい旅行商品を開発するためのマーケット分析、統計資料の作成のために、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。
- (3) 当社等は、旅行中に傷病があった場合、天候等の影響で旅行日程に大幅な変更があった場合等に備え、お客さまの旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合やお客様のご旅行日程に大幅な変更があった場合、その他等国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社等が認められた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報をお伺いすることについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4) 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページ(<http://www.mwt.co.jp>)でご確認ください。なお、販売店の個人情報の取扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。



大会名・主催・後援・協賛

1. 大会名

第68回全国私立保育研究大会北九州大会

2. 主 催

公益社団法人 全国私立保育連盟
公益社団法人 北九州市私立保育連盟

3. 後 援

こども家庭庁
社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会
社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育士会
社会福祉法人日本保育協会
北九州市

4. 協 賛

北九州市
公益財団法人北九州観光コンベンション協会



個人情報の取扱い

○個人情報の取扱いについて

名鉄観光サービス株式会社は、お申し込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や輸送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関及び手配代行者に提供いたします。また、全国私立保育連盟事務局および北九州市私立保育連盟事務局の要請に基づき、名簿作成のために情報を提供いたします。

それ以外の目的でご提供いただく個人情報は、利用いたしません。

※上記の他、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社店頭またはホームページにてご確認ください。

個人情報保護方針、個人情報保護の対応について

<https://www.mwt.co.jp/info/kojinjohohogo.shtml>

問い合わせ先

名鉄観光サービス株式会社 MICEセンター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビルLB階

TEL : 03-3595-1121 FAX : 03-3595-1119

メールによるご連絡は下記フォームからお受けいたします。

<https://www.mwt-mice.com/events/kitakyushu68/deliver>

【受付時間 10:00~17:00 (月~金) 土・日・祝日は休業】

観光庁長官登録旅行業第55号 日本旅行業協会会員 旅行業公正取引協議会会員

総合旅行業務取扱管理者 波多野 勲

※旅行業取扱管理者は、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。

この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記取扱管理者にお尋ねください。

詳しい取引条件を説明した書面をお渡しますので、事前にご確認の上、お申し込みください。



営推25-037

Kitakyushu
Action!

動かせ、未来。北九州市

